

安心・安全のために 労働条件改善を！



国労西日本

国労西日本本部

NO.161

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

職場討議資料
特別号・2

乗務員勤務制度等改善要求（案）

- 指定休日完全解消に向けての考え方を明らかにすること。
- 労働時間は休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までとすること。
- 乗務交番割作成において超勤前提としないこと。1勤務の労働時間は1日所定労働時間内（新幹線動力車乗務員は6時間30分以内）で行路を作成すること。深夜帯の乗務を2時間以上含む場合は12時間とすること。
また、勤務は交番順序表に明示された順序で公表すること。
- 拘束時間は、1暦日勤務8時間、2暦日は20時間を限度とし、二泊三日となるような行路は設定しないこと。
- 在宅休養時間については次のとおりとすること。
・1勤務終了後は拘束時間を上回る時間を確保すること。
・休日前の前後の時間は44時間とし、連続する場合は88時間を確保すること。
また、休日の前日の退出時刻は17時まで設定することとし、次の勤務の開始については9時以降とすること。
・事故等の列車遅延等の場合、次勤務までの在宅休養時間は十分に確保すること。
- 21時以降7時以前には始・終業時刻を設けないこと。
- 深夜帯に乗務となる行路の出勤時刻は、10時以降に設定すること。2暦日にわたる勤務の退出時刻は12時までとし、起床から6時間以内とすること。
- 非番となる日は発点呼から退出までの拘束時間を6時間以内とし、退出は午前中までとすること。
- 準備時間については、動力車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を、列車乗務員は乗務前60分と乗務後30分を確保すること。
また、泊地での乗務前の折り返し準備時間は30分を労働時間とすること。
- 折り返し準備時間について、動力車乗務員は乗務前30分以上と乗務後20分以上を、列車乗務員は乗務の前後30分以上を確保すること。
- 折り返し準備時間及び準備時間の積算要素を明らかにすること。
- 出区時の時間は、入換開始時刻またはホーム出区の場合は発時刻から13分前に積算し、出区時間は、車種及び両数を勘案して必要な時間を確保すること。
また、出入区点検時間は次のとおりとすること。
- ・E・C・D・C-I出区は20分のほか1両3分（ワンマンカーの場合は1両6分）を加算した時分とすること。入区は10分のほか1両1分を加算した時分とすること。なお、交直流電車（へびコン搭載車）は10分を加算すること。
・E・L出区は1両につき30分、D・L出区は40分、入区は1両につき10分の時分とすること。
・T・E・C・入出区とも12〜16両30分、6両は25分とすること。
- 行先地の休養時間については到着点呼から発点呼まで連続7時間を確保すること。
- 食事時間は、7時、12時、18時の前後に着・着60分以上を確保すること。
- 勤務については、毎月25日に翌月分を指定するとともに、翌々月分の特休・公休を指定し公表すること。
- 1勤務の乗務効率は50%以下とすること。
- 車掌についても連続乗務は運転士と同様とすること。



18 臨行路は本行路に組み入れないこと。
やむを得ず組み入れる場合は臨時作業とすること。

また、繁忙期における養成研修等は見直すこと。

19 訓練日の指定については、生活設計を配慮し行うこと。また変更の場合の取り扱いには簡素化すること。

20 訓練は1か月につき、1日の変形7d勤務とすること。

21 訓練を時間外で行う場合は、現地までの往復時間を労働時間とすること。

22 予熱暖房は原則として行わないこと。

23 災害時等の勤務は次のとおりとすること。
・行先地または途中において暦日以上にわたって帰着不能となり乗務（便乗を含む）しなかった場合、すべての時間を労働時間とすること。
・事故で前泊となる場合は全時間を労働時間とすること。

・異常時において、やむを得ず長時間の勤務となった場合や睡眠時間が4時間以下になる場合は代替要員を確保すること。そのため異常時対応要員を所要員化し配置すること。

24 電車列車の運転時刻については、余裕時間を設け安全性を向上させるために、アーバンネットワーク区間については、最高速度を10km/h下げた運転時刻で設定すること。

25 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての区所において整備すること。

26 運転適性検査及び定期研修については1日の変形7d勤務とすること。医学適性検査、定期健康診断も同様とすること。

27 3年毎の定期研修の知識度・技能確認は通常の職場における教育・訓練・運転競技会においても行っており、その必要性はなく、カリキュラムから削除すること。

28 ダイヤ乱れなど異常時における乗務員運用については一定の制限を設けること。

29 異常時における無線機等での情報伝達は各エリアに対して情報が伝わるように一斉伝達すること。また、無線区間またがりでの通話切れを解消すること。

30 ダイヤ改正時に会社が提示した所要員は定数以上確保すること。また、年間を通じ欠員が生じた場合には直ちに補充すること。

31 便列車で便乗する場合の点呼時間を労働時間とすること。

32 乗務員勤務制度32条を全文削除すること。

33 アルコール検知で泊まり乗務が不可となった場合は、2暦日不参とししないこと。

以上

全国統一物資販売に

「ご協力を！」

「JR採用差別事件」も二三年目の節目を迎え、この間、要請行動、鉄道運輸機構や国土交通省鉄道局に対する申し入れ行動などを、闘争団・家族をはじめ全組合員、家族会、共闘支援団体等で総団結して取り組んで参りました。

政治情勢が混沌としている状況ではありませんが、「JR不採用事件の早期解決を求める地方議会意見書」が、全国815地方議会、延べ1206本（七月一日現在）が採択されています。今、世論をはじめとし運動が大きく前進してきています。

「株式会社アルバ」は、解雇された国労組合員で結成された国労闘争団の生活資金、運動資金を支える目的で、1991年5月に国労生活事業センターとして発足、1992年10月に法人化「株式会社アルバ」を設立しました。

5月から夏季全国統一物資販売が始まっています。ぜひとも、組合員の皆さん、ご家族の皆さんをはじめとして他労組の皆さんにも購入していただきまますよう、また頒布会の拡大の運動を強化していただきたいと思います。

今後この闘いが全体解決する日まで、皆様方のご支援、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

がん予防・検診から治療まで、とことん支援！

ご契約は満80歳まで

健康支援金をプラス！
通院も入院も同額保障に！

がんの保障 + 病気・ケガの保障

新登場/ 健康応援団MAX

■募集代理店
アベニール 株式会社 〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F
☎03-3437-6810 ☎03-3437-6822

＜引生保険会社＞
Affac アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）
東京第三営業本部 第三支社
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
Tel.03-3344-1889 Fax.03-3344-4036

資料請求いただいたお客様の個人情報の利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

詳しくは、「パンフレット」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

A7N広告-2005-090-0510015 6月30日

つくろう職場に労働運動を！
ひろげよう闘いを
職場に、地域に、全国に！

国鉄労働組合第23回西日本本部定期大会
2009年 9月 5日（土）
10時30分～
国労大阪会館・大会議室